一般財団法人核草無消防協会定款

第１章 総則

（名称）

第１条 この法人は、一般財団法人核草無消防協会と称する。

（事務所）

第２条 この法人は、主たる事務所を核草郡核草町に置く。

第２章 目的及び事業

（目的）

第３条 この法人は、消防思想を普及し、消防組織の改善と消防活動の強化を図り、もって社会の安定を期とし、地域住民の福祉増進に寄与することを目的とする。

（事業）

第４条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 消防思想の普及啓発に関する事業

(2) 消防関係の調査研究及び技術に関する事業

(3) 消防職員、消防団員及びこれの家族に対する相談及び慰問に関する事業

(4) 消防関係の功労者顕彰の表彰に関する事業

(5) 消防職員及び消防団員の福利厚生に関する事業

(6) 消防団等相互の連絡及び協力に関する事業

(7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第３章 資産及び会計

（基本財産）

第５条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産は、この法人の基本財産とする。

２ 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の理事の承認を得たうえで、理事の決議を経て、評議員会の議決を得ないかぎりなくしてはならない。これを変更する場合も、同様とする。

３ 前項の規定にかかわらず、主たる事務所に、当該事業を実施するために必要な建物を置くものとする。

（事業開始及び決算）

第６条 この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

第７条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎年事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事の決議を経て、評議員会の議決を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

２ 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

（事業報告及び決算）

第８条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

(6) 財産目録

２ 前項の書類を受けた理事のうち、第１号、第３号、第４号及び第５号の書類については、定時評議員会に提出し、第１号の書類については第７条の内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

３ 第１項の書類のほか、定款を主たる事務所に備え置き、次の書類を主たる事務所に５年間備え置くものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

第４章 評議員

（評議員の定数）

第９条 この法人に評議員を５人以上６人以内を置く。

（評議員の任期及び補欠等）

第１０条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第１１条から第１３条の規定に従い、評議員会において行う。

２ 評議員は、補欠及び増員を行なうことはできない。

（評議員の任期）

第１１条 評議員の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度の３月末日のうちの最終の定時評議員会の終結の時までとする。

２ 任期の満了前に選任された評議員の補充として選任された評議員の任期は、選任した評議員の任期の満了する時までとする。

３ 評議員は、第５条に定める定数に欠けたときには、任期の満了又は辞任による退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第１２条 評議員は、無報酬とする。ただし、その職務を執行するために必要とする費用を到達度及びこれ。

第５章 評議員会

（構成）

第１３条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権限）

第１４条 評議員会は、次の事項について決議する。

(1) 理事及び監事の選任又は解任

(2) 理事の報酬及び正味財産増減計算書の承認

(3) 定款の変更

(4) 残余財産の処分

(5) 基本財産の処分又は担保の承認

(6) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第１５条 評議員会は、定時評議員会として毎年事業年度終了後３カ月以内に１回開催するほか、必要のある場合に開催する。

（招集）

第１６条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

２ 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（議長）

第１７条 評議員会の議長は、会長がこれにあたる。

（決議）

第１８条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２ 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 評議員に対する報酬等の支給の基準

(3) 定款の変更

(4) 基本財産の処分又は担保の承認

(5) その他法令で定められた事項

（決議の省略）

第１９条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した時点において、当該事項を評議事項に報告することを要しないことにつき評議員の全員の同意があったときは、当該事項の提案を可決したものとみなす。

２ 理事が評議員の全員に対して評議員会の議案を提案した時点において、当該議案に反対の意思表示をしたものを除く評議員の全員が議案に賛成の意思表示をしたときは、当該議案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第２０条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２ 議長及び出席した評議員の中から選ばれた議事録署名人２名は、前項の議事録に記名押印又は署名する。

（評議員会への報告の省略）

第２１条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した時点において、当該事項を評議事項に報告することを要しないことにつき評議員の全員の同意があったときは、当該事項の報告を省略したものとみなす。

第６章 会員

（会員）

第２２条 この法人の会員は、次のとおりとする。

(1) 通常会員 別表に掲げる消防団員（以下「現役団員」という。）の会員

(2) 特別会員 この法人の事業に賛助会員等者が者

(3) 賛助会員 この法人の目的に賛同して会員を受け入れた者

(4) 名誉会員 この法人に功労のあった者又は消防に関し知識経験を有する者

（特別会員等）

第２３条 特別会員、賛助会員及び名誉会員は、理事会において推薦し、会長が委嘱する。

第７章 役員

（役員の設置）

第２４条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 会長 １名

(2) 副会長 ６名以内

(3) 常務理事 １名

(4) 理事 ５名以上６名以内（総務その他業務を含む）

(5) 監事 ２名以内

２ 前項第３号の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常務理事をもって同法第３１条第１項第２号の業務執行理事とする。

（役員の選任）

第２５条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

２ 会長、副会長及び常務理事は、評議員会の決議によって理事の中から選定する。

３ 理事のうち、理事のパイ子ではいて及び２親等以内の親族関係にある者の合計数は、理事総数の３分の１を超えてはならない。

４ 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

（理事の職務及び権限）

第２６条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

２ 理事は、評議員会の議案に提出する。

（会長、副会長及び常務理事の職務及び権限）

第２７条 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

２ 副会長は、会長を補佐する。

３ 常務理事は、会長及び副会長を補佐し、理事会の決議に基づき、日常の業務に従事する。

４ 会長及び常務理事は、毎事業年度に２回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第２８条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

２ 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第２９条 理事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度の３月末日のうちの最終の定時評議員会の終結の時までとする。

２ 監事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度の３月末日のうちの最終の定時評議員会の終結の時までとする。

３ 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

４ 理事又は監事は、第２６条に定める員数に欠けたときには、任期の満了又は辞任による退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の報酬）

第３０条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、その職務を執行するために必要とする費用を到達度及びこれ。

（代理権）

第３１条 この法人代理権は次は２名以内をもってこれ行う。

２ 代理権は、理事会の決議により、評議員会の推薦によって会長が選任する。

３ 代理権は、重要な事項については、会長の指示に従う。

４ 代理権は、無報酬とする。ただし、その職務を執行するために必要とする費用を到達度及びこれ行う。

５ 代理権の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度の３月末日のうちの最終の定時評議員会の終結の時までとする。

６ 代理権は、評議員、理事及び監事を兼ねることはできない。

（代理権の）

第３２条 代理権は、すでの代理権をもって構成し、等１回以上開催する。

２ 代理権は会長、評議員会の推薦によって会長が選任する。

３ 代理権は会長、会長が招集する。

４ 代理権は会長、会長がこれにあたる。

５ 代理権の決議は、過半数が出席し、その過半数をもって行う。

６ 代理権は、代理権の会議に加わる。

（顧問及び参与）

第３３条 この法人に顧問及び参与を置くことができる。

２ 顧問及び参与は、消防に関し知識経験のある者のうちから、評議員会の推薦により会長が選任する。

３ 特に消防職員又は消防団員の関にある者は、顧問及び参与になることができない。

４ 顧問及び参与は、無報酬とする。

第８章 理事会

（構成）

第３４条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権限）

第３５条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

（招集）

第３６条 理事会は、会長が招集する。

２ 会長が欠けたときは会長に事故が生ずるとは、各理事が理事会を招集する。

（議長）

第３７条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

（決議）

第３８条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２ 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の提出の日から２週間以内に理事会に不提案した場合には、当該提案については理事会（理事会に提出された日から２週間以内に決議されないときは、その期間を経過した時）において、理事の過半数の出席と出席者の３分の２以上の賛成により決議があったものとみなす。

３ 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の提出の日から２週間以内に理事会に不提案した場合には、当該提案については理事会（理事会に提出された日から２週間以内に決議されないときは、その期間を経過した時）において、理事の過半数の出席と出席者の３分の２以上の賛成により決議があったものとみなす。

４ 理事会の議長は、理事会の議案について、自己の利害関係を有する理事は、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（議事録）

第３９条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２ 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印又は署名する。

（理事会への報告の省略）

第４０条 理事会は定款が、理事会に提案の日後に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会に報告することを要しない。

第９章 事務局

（設置等）

第４１条 この法人に事務局を置く。

２ 事務局に事務局長、主事及び書記を置く。

３ 主事及び書記は、常務理事の推薦によって会長が任免する。

第１０章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第４２条 この定款は、評議員会において変更することができる。

２ 前項の規定は、この定款の第３条、第４条及び第８条に関しても適用する。

（解散）

第４３条 この法人は、基本財産の滅失による事この法人の目的である事業の成功の不能その他法令に定める理由によって解散する。

（解散後の残余財産の処分）

第４４条 この法人が解散する場合において残存する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益目的法人及び公益目的法人の設定等に関する法律第５条第１７号に掲げる法人又は国又は地方公共団体に帰属するものとする。

第１１章 公告の方法

（公告の方法）

第４５条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による行う。

附則

１ この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行の日（以下「施行日」という。）から、これらの法律及び関連する政令に規定する一般社団法人及び一般財団法人の設立の登記の日から施行する。

２ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行日から起算して５年を経過する日までの間、この定款の第１５条中「毎年３月末日」とあるのは「毎年６月末日」と、第１６条中「会長が招集する。」とあるのは「会長が招集する。ただし、第１６条の規定により、会長が招集する旨の請求があったときは、当該請求があった日から２０日以内に、これを招集しなければならない。」とあるのは「会長が招集する。」とする。

３ この法人の設立当初の理事は、次の者とする。

理事　尾石文雄、橋本利弘、野村利男、原明雄、深澤雅彦、宮王由利、土井信之、石田文雄

４ この法人の最初の会長は、尾石文雄とする。

５ この法人の最初の常務理事は、土井信之とする。

６ この法人の最初の常務理事は、石田文雄とする。

７ この法人の最初の監事は、次に掲げる者とする。

河原良治、小野木卓夫、藤本清司、長谷川仁、前田忠明、関根忠男、神谷巧、菅田清隆、木村敏、山田幸雄、木村清、岡本豊、多和田明夫、高橋俊巳、三隅海治、青山義夫、佐藤正己、長瀬明夫、小澤哲二、丸山明弘、江尾一郎、鈴木豊二、大坂吉和、藤本豊巳、中村秀司、藤義博、生島裕治、内田高広、堀井清、加藤実治、工藤清

附則

１ この定款は、平成２０年４月１日から施行する。